

おもて 倶楽部

No.174 令和4年3・4月号
発行日 令和4年3月1日
発行者 税理士法人表会計事務所



「生き抜く経営の実践を」

最近、「仕入価格が上がってる」、「納期に時間がかかる」というようなお話をよく聞かれます。原因は良く分からないという方が多いですが、需要が供給を上回っていることは間違いないように思います。価格転嫁が容易でない中小零細企業にとって良い話ではありません。

私もそうですが、今の現役世代の多くはデフレと低金利が心身に染みついているわけですが、経済の大きな転換期が来ているのかもしれないですね。

気象災害が毎年のように発生し、コロナ感染症は収束の気配が見えない、さらにヨーロッパでの戦争勃発等、最近では異常事態が常態化しており、大変ややこしい世の中になってきています。このような状況下では、不測の事態に備えることがより大切になってくるのではないのでしょうか。

企業経営で最も重要なのは資金繰りですから、借入を増やしてでも十二分に資金を確保しておくことも必要かもしれません。

また、資金繰りと同等に重要なのが黒字決算です。石にかじりついて黒字決算の精神で経営にあたって頂きたいです。黒字決算こそが資金調達の源泉となるものだからです。

非常に不透明な経営環境が続いていますが、生き抜く経営の実践を祈念いたします。

簡単な

(所長：税理士 本野 智之)

決算書の読み方

少し間が開いてしまいましたが、「財務三表が示すもの」「損益計算書を読み解く」に続く今回は、「貸借対照表を読み解く」です。

第3回 『貸借対照表』を読み解く

貸借対照表から、**企業の財政状態**について確認しましょう。

貸借対照表 (B/S: バランスシート) 一定時点における企業の財政状況がわかります

損益計算書では、単年度の業績がわかりました。貸借対照表を見ることにより過去の業績についてもわかります。なぜなら、**純資産の部には過去の利益の蓄積が表示されている**からです。

名前の通り、バランスシートの右、左の各合計は一致します。

貸借対照表		貸借対照表	
4年3月31日 現在の		4年3月31日 現在の	
左側 (資産の部)	右側 (負債の部)	左側 (資産の部)	右側 (負債の部)
プラスの財産	マイナスの財産	プラスの財産	マイナスの財産
現金	短期借入金	現金	短期借入金
受取手形	長期借入金	受取手形	長期借入金
固定資産	負債合計	固定資産	負債合計
資産合計	負債・純資産合計	資産合計	負債・純資産合計

B/S (バランスシート) から会社の安全性を見る。

上下のバランスでわかる安全性
自己資本比率: もっとも重要な指標で高いほど安全!

資産に占める純資産の割合 = $\frac{\text{純資産}}{\text{資産}}$

左右のバランスでわかる安全性
流動比率: 短期の資金繰りを判断し高いほど安全!

流動資産と流動負債の割合 = $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$

右下側 (純資産の部)
正味の財産 自己資本
 資産から負債を差し引いたもの
(株主の出資額と過去の利益の蓄積)
会社の骨格となる部分



Q&A 172回



電子帳簿保存法について

今年から、メールで届いた請求書のデータなどを紙で印刷して保存してもだめだと聞きました。どのように対応すべきですか？

令和4年度改正で準備期間が設けられたので、令和4年1月1日から令和5年12月31日までは紙での保存も認められます。ただし、令和6年1月からは紙での保存が税法上できなくなりますので今のうちに準備を進めていきましょう。



01 電子取引データの保存義務化

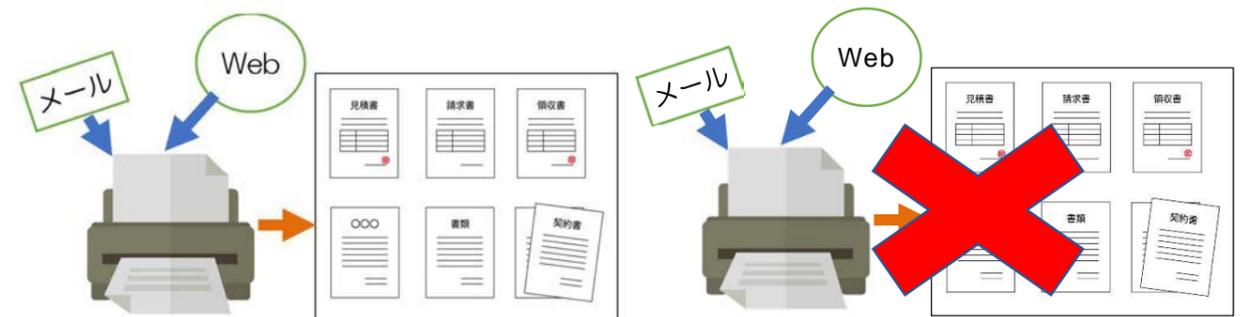
見積書、注文書、請求書、領収書などをWebサイトやメールを経由してデータで受け取った場合、これまではデータを印刷して紙で保存することが認められていました。

しかし、令和6年1月1日より取り扱いが変更となり、税法上紙での保存は認められず、データでの保存が法律で義務付けられることとなります。データ保存をしない場合、税法上の要件を満たしていないとして青色申告取り消しの可能性もありますので、令和6年1月1日から対応できるように準備が必要です。

02 必要な対応

令和4年1月1日~令和5年12月31日まで

令和6年1月1日から



これまではデータを紙に印刷して保存しても税法上認められたが...

紙での保存は税法上認められず、データでの保存が義務付けられる

次のいずれかの方法によって電子データを保存しなければなりません。

POINT

- 取引先がタイムスタンプを押した電子データを保存
- 電子データ受領後、7営業日以内に自社でタイムスタンプを押して保存
- 電子データの訂正・削除の履歴が残るシステムに保存
- 電子データの訂正・削除ができないシステムに保存
- 電子データの訂正・削除の防止に関する事務処理規定を制定して、この規定通りに電子データを保存する

タイムスタンプとは

タイムスタンプとは電子データに押すハンコで、このスタンプが押された時点より後にデータの変更が無かったことを証明します。

タイムスタンプは様々な事業者がサービスを提供しており、右のマークは国が推奨するタイムスタンプ事業者が使用できるロゴマークです。



担当者より
 上に記載した以外にも電子データの保存に関する細かいルールがありますので、詳しくは各担当者にお問い合わせください。
 (担当: 細川 航太)

今回はペット火葬のハピネスさんをご紹介します。ペットは飼っている人にとっては家族であり、亡くなった時にはちゃんと火葬をして丁寧に葬儀までしてあげたいというニーズは高いようです。どのようにペットをお見送りしたいのか？要望に沿った最適なプランを提案していただけます。亡くなった時のことなんて考えたくないというのは人の気持ちとして当然ですが、必ず訪れることですのでどうか参考にしてください。

プランの紹介

どのような火葬を望むのかによって3つのプランがあります。

Three service cards: 合同火葬 (7,700円), 個別火葬 (13,200円), 個別火葬プレミアム (16,500円). Each card includes details on services like viewing, cremation, and return of ashes.

火葬できるペットの種類は？

犬、猫、ハムスターやウサギなどの小動物、鳥類、爬虫類、観賞魚類など 詳細は要確認

霊園 納骨堂について

豊かな自然に恵まれた自社霊園があります。緑薫る豊かな自然に恵まれた霊園地となっております。24時間365日、いつでも好きなときに会いに行くことができます。月に一度、僧侶によりご供養していただいております。

霊園のそばに納骨堂を完備しています。ハピネスでは四十九日が過ぎるまで納骨堂にて供養した後、当社霊園にて合同埋葬する永代供養を承っております。

火葬後のご遺体は？

供養方法は人それぞれ。どうしたらいいのか、わからない方はご相談を。

Four-step process for handling remains: 1. Return to urn, 2. Burial in common ground, 3. Permanent care, 4. Division of remains for care.

happiness logo and contact information: 0120-907-311, 24時間無料受付中, 年中無休

担当者より ペットちゃんの火葬というと犬や猫といったイメージが多い中、爬虫類の火葬もされたりと幅広く承っております。お客様の要望にできる限り応えてくれる会社さんなので大切な家族とのお別れの際は電話でご相談ください。(担当：河田 珠代)



3月・4月の税務と行事



Calendar table showing tax and events for March and April. Includes columns for days of the week and specific dates for tax payments and declarations.

連載中

励ましと自省の言葉

会長(表征史)の連載です。会長の覚書の中からの言葉を紹介しています。今回は時事ニュースより。

「ウクライナ武力侵攻を読んで」 国民が賢きリーダーとして選んだ人が誠実に真剣に考え抜いて、一番愚かで卑劣な行為は何だろうか？ 様々な意見はあるかと思いますが、私は「戦争」という行為のほかにはないと思います。どんな大義名分があってもこれに勝る愚かな行為はない。この“人間”につける治療薬はないものか。

「人間の愚かさの治療薬となりうるものの一つが、謙虚さだろう。すなわち私の国、私の宗教、私の文化は世界で最も重要だ、だから私の権益は他の誰の権益よりも優先されるべきであるという思いだ。世界に占める真の位置について国家や宗教や文化にもう少し現実的で控えめ(謙虚)になってもらうにはどうしたらいいだろうか？」

(著者ユヴァル・ノア・ハラリ(イスラエルの歴史学者)著書「サピエンス全史」)

私にはわかりませんが、人間の持つ業苦の中の自己愛(我欲)からの開放の学習を、国民と称する一人一人が自覚をもって“求めていく力”が必要なのではなからうか。

“許すこと”“人間尊重”“慈悲心”あたりがキーワードと思われそうですがいかがでしょうか。令和4年2月24日ロシアのウクライナ武力侵攻で感じたことを記しました。

(会長：税理士 表 征史)